

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成23年度第1回総会議案書

日時 : 平成23年5月23日(月) 午後1時30分～
場所 : コラッセふくしま「403会議室」

目 次

議案第 1 号	規約及び諸規程の一部改正(案)について	1
議案第 2 号	平成 23 年度事業計画(案)について.....	1 9
議案第 3 号	平成 23 年度歳入歳出予算(案)について.....	2 1
議案第 4 号	平成 23 年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について.....	2 6
議案第 5 号	事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について...	2 7
議案第 6 号	平成 23 年産米生産数量目標の取り組み(案)について.....	2 8
議案第 7 号	事務手続き等に関する付帯決議について.....	3 2

議案第1号 規約及び諸規程の一部改正(案)について

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議の規約及び諸規程の一部を改正することとしたい。

1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

(1) 改正理由

国の制度改正等により、関係箇所を整備するため。

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

2 諸規程

(1) 改正する規程

- ① 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程
- ② 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程
- ③ 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議職務権限規程

(2) 改正理由

国の制度改正等により、関係箇所を整備するため。

(3) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約の一部改正（案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約
平成16年 4月 8日制定	平成16年 4月 8日制定
平成17年 4月18日一部改正	平成17年 4月18日一部改正
平成19年 3月27日一部改正	平成19年 3月27日一部改正
平成19年 6月18日一部改正	平成19年 6月18日一部改正
平成19年12月25日一部改正	平成19年12月25日一部改正
平成20年 6月20日一部改正	平成20年 6月20日一部改正
平成21年 3月27日一部改正	平成21年 3月27日一部改正
平成21年 6月16日一部改正	平成21年 6月16日一部改正
平成22年 5月12日一部改正	平成22年 5月12日一部改正
<u>平成23年 5月23日一部改正</u>	
目次	目次
第1～6章 (略)	第1～6章 (略)
第7章 会計 (第25条- <u>第30条</u>)	第7章 会計 (第25条- <u>第31条</u>)
第8章 規約の変更、解散及び残余財産の処分 (<u>第31条-第32条</u>)	第8章 規約の変更、解散及び残余財産の処分 (<u>第32条-第34条</u>)
第9章 雑則 (<u>第33条</u>)	第9章 雑則 (<u>第35条</u>)
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
(名称)	(名称)
第1条 <u>この協議会の</u>	第1条 <u>水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産</u>
<u>名称は、福島県水田</u>	<u>第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の1</u>
<u>農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）とする。</u>	<u>の規定により福島県に設置する水田農業推進協議会の名称は、福島県水田</u>
	<u>農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）とする。</u>

改正後	改正前
<p>第2条 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 推進会議は、食料自給率の向上に向けた水田の有効活用による麦、大豆、米粉用・飼料用米等の生産拡大の推進、地域における需要に応じた米の生産の推進、水田農業改革の推進、<u>農業者戸別所得補償制度等の推進</u>、その他地域水田農業の振興等に資することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>農業者戸別所得補償制度の推進</u>に関すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 地域水田農業推進協議会の指導に関すること。</p> <p>(3) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>2 推進会議は、前項第1号及び第3号に関する事務の一部を、会長が別に定める団体に委託して実施することができる。</p> <p>第2～5章 (略)</p> <p>第6章 専門部会 (専門部会の設置)</p> <p>第23条 推進会議は、第3条及び第4条第1項第3号にもとづく水田を活用した作物の産地確立の推進をはかるため、総会の決議により専門部会を設置することができるものとする。</p>	<p>第2条 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 推進会議は、食料自給率の向上に向けた水田の有効活用による麦、大豆、米粉用・飼料用米等の生産拡大の推進、地域における需要に応じた米の生産の推進、水田農業改革の推進、<u>戸別所得補償モデル対策等の推進</u>、その他地域水田農業の振興等に資することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>戸別所得補償モデル対策の推進</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>耕畜連携粗飼料増産対策</u>に関すること。</p> <p>(4) 地域水田農業推進協議会の指導に関すること。</p> <p>(5) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>2 推進会議は、前項第5号に関する事務の一部を、会長が別に定める団体に委託して実施することができる。</p> <p>第2～5章 (略)</p> <p>第6章 専門部会 (専門部会の設置)</p> <p>第23条 推進会議は、第3条及び第4条第5号<u> </u>にもとづく水田を活用した作物の産地確立の推進をはかるため、総会の決議により専門部会を設置することができるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第 24 条 (略)</p> <p>第 7 章 会計</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>(資金)</p> <p>第 26 条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金</u></p> <p>(2) <u>国産粗飼料増産対策事業補助金</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 負担金</p> <p>(4) 前年度繰越金</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>(事務経費支弁の方法等)</p> <p>第 28 条 推進会議の事務に要する経費は、<u>第 26 条各号に掲げる資金</u></p> <hr/> <p>を</p> <hr/> <p>もって充てる。</p> <p>第 29～30 条 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>第 24 条 (略)</p> <p>第 7 章 会計</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>(資金)</p> <p>第 26 条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>戸別所得補償制度導入推進事業費補助金</u></p> <p>(2) <u>自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業費補助金</u></p> <p>(3) <u>耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金</u></p> <p>(4) 負担金</p> <p>(5) 前年度繰越金</p> <p>(6) その他の収入</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>(事務経費支弁の方法等)</p> <p>第 28 条 推進会議の事務に要する経費は、<u>戸別所得補償制度導入推進事業費補助金、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業費補助金、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金、負担金、前年度繰越金及びその他の収入を</u></p> <hr/> <p>もって充てる。</p> <p>第 29～30 条 (略)</p> <p>(報告)</p>

改正後	改正前
<p>第8章 規約の変更、解散及び残余財産の処分 (削除)</p>	<p>第31条 会長は、実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を東北農政局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書 (2) 前年度末の財産目録 (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書</p> <p>第8章 規約の変更、解散及び残余財産の処分 (規約の変更)</p>
<p>(届出)</p> <p>第31条 この規約及び第21条各号の規程に変更があった場合には、推進会議は、遅滞なく<u>福島農政事務所長</u>に届出なければならない。</p> <p>(事業終了後の場合等の残余財産の処分)</p> <p>第32条 第4条第1項第1号_____の事業が終了した場合及び推進会議が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、<u>第4条第1項第1号の事業については福島県知事に、その他の国費相当額については実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより東北農政局長に、それぞれ返還する。</u></p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <p>第9章 雑則</p> <p>第33条 (略)</p>	<p>第32条 この規約を変更する場合は、東北農政局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(届出)</p> <p>第33条 _____第21条各号の規程に変更があった場合には、推進会議は、遅滞なく<u>東北農政局長</u>に届出なければならない。</p> <p>(事業終了後の場合_の残余財産の処分)</p> <p>第34条 第4条第1項第1号、第2号及び第3号の事業が終了した場合及び推進会議が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、<u>国費相当額については当該要綱に基づき東北農政局長に</u>_____返還する。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <p>第9章 雑則</p> <p>第35条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (平成23年5月23日)</p> <p><u>1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成22年度以前に行われた水田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程の一部改正（案）新旧対照表

改正後	改正前						
<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程</p> <p>平成16年4月 8日制定 平成17年4月18日一部改正 平成19年1月10日一部改正 平成19年3月27日一部改正 平成19年6月18日一部改正 平成20年6月20日一部改正 平成21年3月27日一部改正 平成21年6月16日一部改正 平成22年5月12日一部改正 平成23年5月23日一部改正</p> <p>第1・2条 （略）</p> <p>（事務処理体制）</p> <p>第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。</p> <table border="1" data-bbox="203 1142 1106 1423"> <tr> <td data-bbox="203 1142 526 1423">福島県</td> <td data-bbox="526 1142 920 1423"> <u>農業者戸別所得補償制度等に</u> 係る事務 _____ _____ _____ _____ </td> <td data-bbox="920 1142 1106 1423">農林水産部水 田畑作課長</td> </tr> </table>	福島県	<u>農業者戸別所得補償制度等に</u> 係る事務 _____ _____ _____ _____	農林水産部水 田畑作課長	<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程</p> <p>平成16年4月 8日制定 平成17年4月18日一部改正 平成19年1月10日一部改正 平成19年3月27日一部改正 平成19年6月18日一部改正 平成20年6月20日一部改正 平成21年3月27日一部改正 平成21年6月16日一部改正 平成22年5月12日一部改正</p> <p>第1・2条 （略）</p> <p>（事務処理体制）</p> <p>第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。</p> <table border="1" data-bbox="1182 1142 2089 1423"> <tr> <td data-bbox="1182 1142 1505 1423">福島県</td> <td data-bbox="1505 1142 1899 1423"> <u>戸別所得補償モデル対策等に</u> 係る事務 <u>自給力向上戦略的作物等緊急</u> <u>需要拡大事業に係る事務</u> <u>耕畜連携粗飼料増産対策に係</u> <u>る事務</u> </td> <td data-bbox="1899 1142 2089 1423">農林水産部水 田畑作課長</td> </tr> </table>	福島県	<u>戸別所得補償モデル対策等に</u> 係る事務 <u>自給力向上戦略的作物等緊急</u> <u>需要拡大事業に係る事務</u> <u>耕畜連携粗飼料増産対策に係</u> <u>る事務</u>	農林水産部水 田畑作課長
福島県	<u>農業者戸別所得補償制度等に</u> 係る事務 _____ _____ _____ _____	農林水産部水 田畑作課長					
福島県	<u>戸別所得補償モデル対策等に</u> 係る事務 <u>自給力向上戦略的作物等緊急</u> <u>需要拡大事業に係る事務</u> <u>耕畜連携粗飼料増産対策に係</u> <u>る事務</u>	農林水産部水 田畑作課長					

改正後			改正前		
	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務			戸別所得補償モデル対策等の周知および推進に係る事務 その他規約第4条4号__に係る事務	
福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等に係る事務 農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務	農業対策部長	福島県農業協同組合中央会	戸別所得補償制度導入推進事業費補助金等に係る事務 戸別所得補償モデル対策等の周知および推進に係る事務 その他規約第4条4号__に係る事務	農業対策部長
全国農業協同組合連合会 福島県本部	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	米穀部長	全国農業協同組合連合会 福島県本部	戸別所得補償モデル対策等の周知および推進に係る事務	米穀部長
福島県米穀肥料協同組合	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	統括部長	福島県米穀肥料協同組合	戸別所得補償モデル対策等の周知および推進に係る事務	統括部長
福島県米麦事業協同組合	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	専務理事	福島県米麦事業協同組合	戸別所得補償モデル対策等の周知および推進に係る事務	専務理事
福島第一食糧卸協同組合	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	業務部長	福島第一食糧卸協同組合	戸別所得補償モデル対策等の周知および推進に係る事務	専務理事
2 (略)			2 (略)		
第4条 (略)			第4条 (略)		
附 則 (略)			附 則 (略)		
附 則 (略)			附 則 (略)		

改正後	改正前
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (平成23年5月23日議決)	_____
1 <u>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</u>	_____
2 <u>地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成22年度以</u>	_____
<u>前に行われた水田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、な</u>	_____
<u>お従前の例による。</u>	_____

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程
平成16年4月 8日制定 平成16年8月28日一部改正 平成17年4月18日一部改正 平成19年1月10日一部改正 平成19年3月27日一部改正 平成19年6月18日一部改正 平成20年3月26日一部改正 平成20年6月20日一部改正 平成21年3月27日一部改正 平成21年6月16日一部改正 平成22年5月12日一部改正 平成23年5月23日一部改正	平成16年4月 8日制定 平成16年8月28日一部改正 平成17年4月18日一部改正 平成19年1月10日一部改正 平成19年3月27日一部改正 平成19年6月18日一部改正 平成20年3月26日一部改正 平成20年6月20日一部改正 平成21年3月27日一部改正 平成21年6月16日一部改正 平成22年5月12日一部改正 _____
目次	目次
第1～5章 (略)	第1～5章 (略)
第6章 決算 (第32条- <u>第36条</u>)	第6章 決算 (第32条- <u>第37条</u>)
第7章 雑則 (<u>第37条</u>)	第7章 雑則 (<u>第38条</u>)
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (略)	第1条 (略)

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 推進会議の会計業務に関しては、<u>福島県農産振興事業補助金交付要綱(平成16年4月1日付け16生流第2号農林水産部長通知)、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知)</u></p> <hr/> <p>_____及び福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約(以下「規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(会計区分)</p> <p>第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、_____事業年度ごとに区分して経理する。</p> <p>(削除)</p> <hr/> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等会計</u></p> <p>2 前項第1号の会計区分については、<u>県からの補助金及び国費並びに負担金をそれぞれ区分経理する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第5～7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 推進会議の会計業務に関しては、<u>戸別所得補償制度導入推進事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日付け21政第192号農林水産事務次官依命通知)、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助金交付要綱(平成22年4月1日付け21生産第10211号農林水産事務次官依命通知)、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日付け21生畜第2067号農林水産事務次官依命)</u>及び福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約(以下「規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(会計区分)</p> <p>第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。</p> <p>(1) <u>自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助金会計</u></p> <p>(2) <u>耕畜連携粗飼料増産対策事業補助金会計</u></p> <p>(3) <u>戸別所得補償制度導入推進事業補助金会計</u></p> <p>2 前項第3号の会計区分については、_____国費並びに負担金をそれぞれ区分経理する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5～7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p>

改 正 後	改 正 前								
<p>2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等</td> <td>福島県農業協同組合中央会農業対策部長</td> </tr> </table>	(削除)	(削除)	水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等	福島県農業協同組合中央会農業対策部長	<p>2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>自給力向上戦略的作物等緊急需 要拡大対策事業費補助金 耕畜連携粗飼料増産対策事業 費補助金</td> <td>福島県農林水産部水田畑作課長</td> </tr> <tr> <td>戸別所得補償制度導入推進事業 費補助金</td> <td>福島県農業協同組合中央会農業対策部長</td> </tr> </table>	自給力向上戦略的作物等緊急需 要拡大対策事業費補助金 耕畜連携粗飼料増産対策事業 費補助金	福島県農林水産部水田畑作課長	戸別所得補償制度導入推進事業 費補助金	福島県農業協同組合中央会農業対策部長
(削除)	(削除)								
水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等	福島県農業協同組合中央会農業対策部長								
自給力向上戦略的作物等緊急需 要拡大対策事業費補助金 耕畜連携粗飼料増産対策事業 費補助金	福島県農林水産部水田畑作課長								
戸別所得補償制度導入推進事業 費補助金	福島県農業協同組合中央会農業対策部長								
<p>第9条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第2章 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第3章 予算</p> <p>第16条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(事業計画及び収支予算)</p> <p>第17条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(削除)</p> <hr/> <p><u>2</u> (略)</p> <p>第18～19条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第2章 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第3章 予算</p> <p>第16条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(事業計画及び収支予算)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の事業計画及び収支予算は、東北農政局長に報告しなければなら <u>ない。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>第18～19条 (略)</p>								

改正後	改正前
<p>第4～5章 (略)</p> <p>第6章 決算</p> <p>第32～36条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <hr/> <p>第7章 雑則</p> <p><u>第37条 (略)</u></p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p><u>附則(平成23年5月23日議決)</u></p> <p><u>1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第4～5章 (略)</p> <p>第6章 決算</p> <p>第32～36条 (略)</p> <p><u>(報告)</u></p> <p><u>第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を東北農政局長に報告しなければならない。</u></p> <p>第7章 雑則</p> <p><u>第38条 (略)</u></p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p> <p>附則(略)</p>

改正後	改正前
<p>2 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成22年度以前に行われた水田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、<u>なお従前の例による。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議職務権限規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」職務権限規程	「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」職務権限規程
平成16年 4月 8日制定	平成16年 4月 8日制定
平成20年 6月20日一部改正	平成20年 6月20日一部改正
平成22年 5月12日一部改正	平成22年 5月12日一部改正
<u>平成23年 5月23日一部改正</u>	_____
1 (略)	1 (略)
2 推進会議の事務の決裁・決定の手続き	2 推進会議の事務の決裁・決定の手続き
推進会議の事務については、総会決定事項を除き、会長が決裁・決定することを原則とするが、以下に定める事務については、以下に定める者が決裁（専決）することができる。	推進会議の事務については、総会決定事項を除き、会長が決裁・決定することを原則とするが、以下に定める事務については、以下に定める者が決裁（専決）することができる。
(1) 総務	(1) 総務
ア (略)	ア (略)
イ 推進会議の承認申請については、総務事務担当者が立案し、各区分の事務責任者合議のうえ会長が決裁する。	イ 推進会議の承認申請については、総務事務担当者が立案し、各区分の事務責任者合議のうえ会長が決裁する。
<u>(削除)</u>	<u>ただし、総会において規約が変更された場合の変更承認申請については、総務事務担当者が立案し、事務局長（JA福島中央会農業対策部長）が決裁する。</u>

<u>(削除)</u>	<u>ウ 資金管理状況報告については、総務事務担当者が立案し、会長が決裁する。</u>
_____	<u>ただし、総会に資金管理状況を報告し承認されている場合については、総務事務担当者が立案し、事務局長が決裁する。</u>

_____	<u>エ 以下の事務については、総務事務担当者_____</u>
ウ 以下の事務については、総務事務担当者 <u>または事務担当者（福島県</u>	

改正後	改正前
<p><u>水田畑作課、畜産課担当者</u>が立案し、<u>必要に応じ事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(イ) 水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金及び国産粗飼料増産対策事業補助金に係る（変更）交付申請、概算（精算）払請求、遂行状況報告及び実績報告。</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p><u>(エ) (ア) ～ (ウ) に準ずる事務。（特に重要であると判断される場合を除く。）</u></p> <p><u>(オ) (略)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____が立案し、_____</p> <p>_____事務局長が決裁する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 総会で報告・決定した各年度の活動報告及び事業計画の報告。</u></p> <p><u>(ウ) 戸別所得補償制度導入推進事業</u></p> <p>_____（変更）交付申請、概算（精算）払請求_____及び実績報告。</p> <p><u>(エ) (略)</u></p> <p><u>(オ) (ア) ～ (エ) に準ずる事務。（特に重要であると判断される場合を除く。）</u></p> <p><u>(カ) (略)</u></p> <p><u>(2) 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業</u></p> <p><u>ア 補助金（変更）交付申請及び概算（精算）払請求については、事務担当者（福島県水田畑作課担当者）が立案し、事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。</u></p> <p><u>イ 補助金交付要綱の変更及び地域協議会に対する補助金の支払いについては、事務担当者が立案し、事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。</u></p> <p><u>ウ 実績報告については、事務担当者が立案し、事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。</u></p> <p><u>エ 以下の事務については、各対策事務担当者が起案し、事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。</u></p> <p><u>(ア) 実施計画の協議、承認。</u></p> <p><u>(イ) 補助事業遂行状況報告。</u></p>

改正後	改正前
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(削除)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>(ウ) (ア) 及び (イ) に準ずる事務手続き (特に重要であると判断される場合を除く。)</u>。</p> <p><u>(エ) 事務局長を発信者とする文書の施行。</u></p> <p>(3) 耕畜連携粗飼料増産対策</p> <p><u>ア 補助金 (変更) 交付申請及び概算 (精算) 払請求については、事務担当者 (福島県畜産課担当者) が立案し、事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。</u></p> <p><u>イ 補助金交付要綱の変更及び地域協議会に対する補助金の支払いについては、事務担当者が立案し、事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。</u></p> <p><u>ウ 実績報告については、事務担当者が立案し、事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。</u></p> <p><u>エ 以下の事務については、各対策事務担当者が立案し、事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。</u></p> <p><u>(ア) 実施計画の協議、承認。</u></p> <p><u>(イ) 補助事業遂行状況報告。</u></p> <p><u>(ウ) (ア) 及び (イ) に準ずる事務手続き (特に重要であると判断される場合を除く。)</u>。</p> <p><u>(エ) 事務局長を発信者とする文書の施行。</u></p>
<p><u>(2) 専門部会</u> (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p><u>(4) 専門部会</u> (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

改正後	改正前
<p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (平成 23 年 5 月 23 日 議決)</u></p> <p>1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成 22 年度以前に行われた水田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、<u>なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

議案第2号 平成23年度事業計画(案)について

平成23年度事業計画(案)

1 基本方針

わが国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など危機的状況にある中、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生と、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるようにするため、23年度より農業者戸別所得補償制度が本格実施となり、対象作物を食料自給率の向上効果が高い麦・大豆などの畑作物に拡大され、加入推進の準備を進めてきた。

しかし、このような取組みの最中、東日本大震災および原発事故により、浜通りと中通りの一部を中心に水田を有効活用した農業振興が困難な地域が発生した。

このため、本推進会議は、地域水田農業推進協議会や国、県、市町村、JA等関係機関・団体との連携を密にし、23年産米の生産数量目標に係る地域間調整に積極的に取り組み、震災等により被災された農家の所得確保と本県産米の需給調整の実効性確保を図る。

さらには、農業者戸別所得補償制度の周知徹底と加入促進、各種助成制度の積極的活用等により、水田等を有効に活用した食料自給率向上や意欲ある農業者の育成・確保に向けた取組みを通して、本県水田農業改革と復興再生の取組みを積極的に進める。

2 重点推進事項

- (1) 水田等の有効活用による自給率向上に向けた取組み推進
- (2) 23年産米生産数量目標の県内外地域間調整の取組み推進
- (3) 農業者戸別所得補償制度等の周知徹底と加入促進
- (4) 地域水田農業推進協議会の活動支援
- (5) 水田農業改革の促進及び担い手育成対策
- (6) 円滑な事務執行体制の確立
- (7) その他、地域農業を振興するために必要なこと

3 事業計画

目的	事業内容	事業計画
<p>本県水田農業改革の推進を図るため、農業者戸別所得補償制度の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を目的とする。</p>	<p>水田の有効活用による自給率向上に向けた取組み推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動の展開 ・ 水田等の有効活用による食料自給力向上に向けた取組みの推進 ・ 地域水田農業推進協議会の取り組み活動の支援
	<p>23年産米生産数量目標の県内外地域間調整の取組み推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米の生産が困難な地域と生産余力のある地域との間での、県内外の方針作成者間調整の推進 ・ 県推進会議の仲介による譲渡者および譲受者の公平性の確保
	<p>農業者戸別所得補償制度等の周知徹底と加入促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動、リーフレット作成等による制度の周知徹底 ・ 農業者戸別所得補償制度への加入促進 ・ 地域水田農業推進協議会の加入促進等に向けた取り組み活動の支援
	<p>地域水田農業推進協議会の活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域水田農業推進協議会の円滑な事務執行の支援 ・ 被災した地域水田農業推進協議会の活動および事務執行の支援
	<p>水田農業改革の促進及び担い手育成対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域水田農業推進協議会が行う活動の指導・支援

議案第3号 平成23年度歳入歳出予算(案)について

○水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等会計

平成23年度 歳入歳出予算

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

1 歳入の部

(単位:千円)

科 目		23年度	22年度	予算差異		備 考
大 科 目	中 科 目			増	減	
1 補助金	1 水田農業改革支援事業補助金	9,070	—	9,070		
	2 国産粗飼料増産対策事業補助金	500		500		
2 負担金	1 負担金	2,700	—	2,700		県 1,350 中 央 1,350
3 前年度繰越金	1 一般管理費繰越金	1,990	—	1,990		前年度会計「Ⅲ戸別所得補償制度導入推進事業補助金会計」からの繰越 ・今年度繰入分 1,000 ・負担金精算分 990
歳 入 合 計(A)		14,260	—	14,260		

2 歳出の部

(単位:千円)

科 目		23年度	22年度	予算差異		備 考
大 科 目	中 科 目			増	減	
1 管理費	1 一般管理費	13,560	—	13,560		前年度の負担金精算額990を含む。
2 専門部会費	1 飼料用米部会活動費	100	—	100		
	2 稲WCS部会活動費	600		600		
歳 出 合 計(B)		14,260	—	14,260		

3 差引残高(A-B)

0千円

参 考

平成22年度歳入歳出予算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

【福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計】

(単位：千円)

区 分		22年度予算額	21年度予算額	予算差異	
会計区分	科目	㊸	㊹	㊸ - ㊹	
基金 会 計	I 自給力向上 戦略的作物等緊急 需要拡大事業 補助金会計 (旧：水田農業 構造改革交付金 会計)	歳入額	7,015	2,388,263	▲2,381,248
		歳出額	7,015	2,388,263	▲2,381,248
		差引残高	0	0	0
	II 耕畜連携粗 飼料増産対策事 業補助金会計 (旧：耕畜連携 水田活用対策補 助金会計)	歳入額	6,346	51,959	▲45,613
		歳出額	6,346	51,959	▲45,613
		差引残高	0	0	0
	III 戸別所得補償制度導 入推進事業補助金会計 (旧：水田農業構造改 革推進交付金会計)	歳入額	29,273	18,512	10,761
		歳出額	29,273	18,512	10,761
		差引残高	0	0	0
会計合計		歳入額	42,634	2,458,734	▲2,416,100
		歳出額	42,634	2,458,734	▲2,416,100
		差引残高	0	0	0

I 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助金会計歳入歳出予算
(旧 水田農業構造改革交付金会計)

1 歳入の部 (単位:千円)

科 目		22年度	21年度	予算差異		備 考
大 科 目	中 科 目			増	減	
1 国庫補助金	1 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助金	7,015	0	7,015		
	2 産地確立対策交付金	0	1,674,368		1,674,368	
	3 稲作構造改革促進交付金	0	713,891		713,891	
	4 水田等有効活用促進対策交付金	0	1		1	
	5 牛肉等関税財源飼料対策費補助金	0	1		1	
	6 水田等有効活用促進指導費交付金	0	1		1	
	7 需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付金	0	1		1	
歳入合計(A)		7,015	2,388,263	7,015	2,388,263	

2 歳出の部 (単位:千円)

科 目		22年度	21年度	予算差異		備 考
大 科 目	中 科 目			増	減	
1 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助金基金繰入 (旧:水田農業構造改革交付基金繰入)	1 自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助基金繰入	7,015	0	7,015		
	2 産地確立対策交付基金繰入	0	1,674,368		1,674,368	
	3 稲作構造改革促進交付基金繰入	0	713,891		713,891	
	4 水田等有効活用促進対策交付基金繰入	0	1		1	
	5 牛肉等関税財源飼料対策費補助基金繰入	0	1		1	
	6 水田等有効活用促進指導費交付基金繰入	0	1		1	
	7 需要即応型生産流通体制緊急整備事業交付基金繰入	0	1		1	
歳出合計(B)		7,015	2,388,263	7,015	2,388,263	

3 差引残高(A-B) 0千円

II 耕畜連携飼料増産対策事業補助金会計歳入歳出予算

(旧 耕畜連携水田活用対策補助金会計)

1 歳入の部

(単位：千円)

科 目		22年度	21年度	予算差異		備 考
大 科 目	中 科 目			増	減	
1 国庫補助金	1 耕畜連携粗飼料増産対策事業補助金	6,346	0	6,346		
	2 耕畜連携水田活用対策事業補助金	0	51,958		51,958	
	3 飼料稲フル活用緊急対策事業補助金	0	1		1	
歳入合計(A)		6,346	51,959	6,346	51,959	

2 歳出の部

(単位：千円)

科 目		22年度	21年度	予算差異		備 考
大 科 目	中 科 目			増	減	
2 耕畜連携水田活用対策補助金基金繰入	1 耕畜連携粗飼料増産対策事業補助金基金繰入	6,346	0	6,346		
	2 耕畜取組面積補助金基金繰入	0	51,958		51,958	
	3 飼料稲フル活用緊急対策事業補助金基金繰入	0	1		1	
歳出合計(B)		6,346	51,959	6,346	51,959	

3 差引残高(A-B)

0千円

Ⅲ 戸別所得補償制度導入推進事業補助金会計歳入歳出予算

(旧 水田農業構造改革推進交付金会計)

1 歳入の部

(単位：千円)

科 目		22年度	21年度	予算差異		備 考
大 科 目	中 科 目			増	減	
1 補助金	1 戸別所得補償制度導入推進事業補助金	25,576	0	25,576		
2 交付金	1 水田農業構造改革推進交付金	0	15,163		15,163	
3 負担金	1 負担金	2,700	3,000		300	県 1,350 中央会 1,350
4 前年度繰越金	1 一般管理費繰越金	997	349	648		
歳入合計(A)		29,273	18,512	26,224	15,463	

2 歳出の部

(単位：千円)

科 目		22年度	21年度	予算差異		備 考
大 科 目	中 科 目			増	減	
1 管理費	1 産地確立対策等管理業務費	0	4,537		4,537	
	2 一般管理費	29,073	13,775	15,298		
2 専門部会費	1 飼料用米部会活動費	200	200			
歳出合計(B)		29,273	18,512	15,298	4,537	

3 差引残高(A-B)

0千円

議案第4号 平成23年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について

1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する事務に要する経費から、水田農業改革支援事業補助金等及び前年度繰越金を除いた経費の負担割合を、次のとおりとする。

(1) 福島県 270分の135

(2) 福島県農業協同組合中央会 270分の135

2 1で定めた負担額を調整するため、負担金の納入時期（四半期ごと）及び年度末に精算することを内容とした協定を、推進会議と会員間で締結するものとする。

議案第5号 事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について

事務経費に係る費用の負担に関する協定書（案）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）と福島県（以下「県」という。）、福島県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、推進会議が実施する事務に要する経費の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

（事務経費の負担）

第1条 推進会議が実施する事務に要する経費のうち、水田農業改革支援事業補助金の使途として制限を受ける経費並びに国庫補助金、及び前年度繰越金で不足を生じる経費については、県、中央会が予算の範囲内で負担する。

2 推進会議の会長（以下「会長」という。）は、6月末日までに当該年度の事務に要する経費に関する明細書及び四半期毎に記載した資金計画を福島県知事、中央会の会長（以下「経費負担者」という。）に提出しなければならない。

3 会長は、前項の資金計画に基づき、四半期毎に負担金を請求することができる。

4 第2項の事務に要する経費及び資金計画に変更の必要が生じた場合には、会長の申し出により会長及び経費負担者が協議して定める。

5 会長は、翌年度4月末日までに第1項に定める経費の支出状況について経費負担者に報告するとともに、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約第32条2項に基づき負担金について精算しなければならない。

（負担の割合）

第2条 前条第1項の規定により負担する経費の負担割合は、県が270分の135、中央会が270分の135とする。

（その他）

第3条 この協定の内容に疑義が生じた場合は、会長及び経費負担者が協議して定める。

附 則

この協定は、会長及び経費負担者が記名押印した日から効力を生じる。

平成 年 月 日

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
代表者 会長

福島県福島市杉妻町2-16
福島県
代表者 福島県知事

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県農業協同組合中央会
代表者 会長

議案第6号 平成23年産米生産数量目標調整の取組み(案)について

平成23年産米については、東日本大震災および原発事故に伴い稲作生産が困難な地域が発生したことから、米の生産余力のある地域との間で、生産数量目標の地域間調整を行っている。

今回の地域間調整については、被災した水田が広範囲で複数の市町村・方針作成者が存在すること、また、国の仲介による都道府県間調整も行われていることから、譲渡者および譲受者の公平性を確保するため、県内の地域間調整は福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下、「県推進会議」という。）が仲介して行うこととしたい。

1 県内の地域間調整の状況

① 各地域協議会の希望数量(平成23年4月20日現在)

- ・ 出し手希望数量 : 59,586t
- ・ 受け手希望数量 : 12,417t
- ・ 出し手超過数量 : 47,169t (うち35,000tを都道府県間調整として希望)

② 都道府県間調整結果(平成23年4月26日)

本県は、35,000tの都道府県間調整(出し手)を希望したが、調整が成立したのは、10道県との間で19,986tとなった。

- ・ 詳細：別紙のとおり

③ 現時点の未調整数量(平成23年4月末)

- ・ 出し手超過数量 : 27,183t

2 取組み方針

23年産米の生産数量目標の地域間調整については、譲渡者（出し手）となる稲作生産農家（震災等により被災された農家）の所得確保と、23年産米の需給調整の実効確保を図るために実施する。

(1) 調整数量の配分

譲渡を希望している地域協議会は、地震・津波等による水田や水利施設の被害と原発事故による作付制限で米の生産が困難な地域の水田となっており、平成23年4月20日時点の地域間調整の状況は出し手超過となっている。

県推進会議が仲介して実施する地域間調整については、原発による被害は東京電力の損害補償を基本とし、地震・津波による被災水田を優先して配分する。

【調整の進め方】

- 1) 県推進会議は、各地域協議会で取りまとめた出し手市町村および県内外受け手市町村の希望数量に基づき数量目標の調整を行う。
- 2) 現状は、出し手希望数量が超過の状態であり、今後も受け手数量と出し手数量が均衡する可能性は低い見込である。
- 3) このため、都道府県間調整等の受け手数量と県内方針作成者の受け手希望数量の合計の範囲で、出し手希望市町村に対し調整して配分する。
- 4) 調整方法
 - ① 受け手希望数量を、まず出し手希望市町村の地震・津波被害面積に配分する。

※ 津波被害面積は、農水省が公表している市町村別流失・冠水等被害推定面積を用いて算定する。
 - ② ただし、相対で調整数量を決めている場合は、これを優先して配分する。
 - ③ ①・②の調整後の受け手数量の残量は、出し手市町村で希望数量に達していない市町村に対し不足数量の割合に応じて配分する。

(2) 調整料金

〔県内受け手の調整料金〕

県内受け手の調整料金については、農業者戸別所得補償制度の米の所得補償交付金15,000円/10a（定額分）を基に設定する。

○**県内受け手の調整料金** 生産数量目標1kg当たり 30円

（算定）

米の所得補償交付金(15,000円/10a) ÷ 本県単年単収(537kg/10a) = 30円/kg

〔都道府県間調整等の調整料金〕

基準単価を設けず、対価の支払い意向のある都道府県（10～50円/kg）と調整を行うこととなる。

○平均調整料金 生産数量目標 1kgあたり 32.75円

〈算定〉

対価総額 654,480 千円 ÷ 調整数量 19,986 t = 32.75 円/kg

〔県内出し手の調整料金〕

出し手調整料金の設定については、譲渡する市町村の公平性をはかるため、県内受け手調整料金と都道府県間調整料金を合わせて算出した平均単価とする。

3 今後の主な日程

○ 都道府県間調整

【～5月末】

確認書調印

【6月15日】

農業者への確定通知（相手県）

○ 県内地域間調整

【～6月上旬】

第3回意向調査（最終）

【～7月上旬】

仮配分

【7月中旬】

配分

【7月下旬】

確認書調印

【8月15日】

農業者への確定通知（本県）

○ 調整料金

【11月上旬】

受け手方針作成者および受け手都道府県より調整料金を徴収。


【11月下旬】

出し手方針作成者に支払う。

別 紙

平成 2 3 年産米生産数量目標の都道府県間調整

○都道府県間調整の結果

生産数量目標の出し手県（2 県）		生産数量目標の受け手県（12 県）					
宮城県	6,536 t (10,600 t)	北海道	1,500 t	長野県	902 t		
福島県	19,986 t (35,000 t)	青森県	3,380 t	新潟県	10,280 t		
		秋田県	6,170 t	石川県	1,370 t		
		山形県	2,480 t	福井県	100 t		
		埼玉県	20 t	三重県	20 t		
		山梨県	100 t	兵庫県	200 t		
		（ ）内は当初の調整希望数量					

○本県と調整する受け手道県

受け手道県	調整数量（t）
北海道	1,170
青森県	3,380
秋田県	5,710
埼玉県	20
新潟県	7,916
石川県	1,370
福井県	100
山梨県	100
三重県	20
兵庫県	200
合 計	19,986
対価総額	654,480 千円
平均調整料金	1 kg 当たり 32.75 円

議案第7号 事務手続き等に係る付帯決議について

平成23年度の福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に関する次の事務について、一切の権限を会長に委任する。

- 1 東北農政局長等の承認に係る申請に関する事。 (申請等の字句等の修正に関する事を含む。)
- 2 会員の権利及び義務に抵触しない範囲の規約、諸規程等の語句等の修正に関する事。